

名古屋女子大学

平成 29 年度 再評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋女子大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、名古屋女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

平成 27(2015)年度の認証評価において、基準項目 3-2「理事会の機能」については、書面による理事会の決議が行われていたことや関連会社の設立及び金銭消費貸借契約における審議に利益相反に該当する理事を含めていたことから、適切な理事会運営が行われているとはいえ、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとした。

また、基準項目 3-4「コミュニケーションとガバナンス」については、関連会社への貸付けについて評議員会に諮問せずに理事会において決定している点や関連会社への貸付けに関する不適切な手続きなどについて監事が意見表明を行っていなかったことから、ガバナンスのチェック体制が機能しているとはいえ、抜本的な改善が必要であり、基準項目を満たしていないとした。また、これら二つの基準項目を満たしていないことから基準 3「経営・管理運営」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 29(2017)年度に基準 3 の基準項目 3-2 及び 3-4 について、平成 27(2015)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会の運営は寄附行為に定められ、常務理事会規則を制定し、理事会からの授権に基づき、法人の日常的業務を決定できるようにするなど機動的・戦略的意思決定ができる仕組みを整えている。

今回の再評価において前回確認した平成26(2014)年11月20日の書面による理事会を最後にそれ以降は改善され、適切に開催されていることが確認できた。また、利益相反に該当する手続きを適切に行っていなかった件については、その後、当該金銭消費貸借契約の締結について改めて平成28(2016)年3月14日開催の評議員会に諮問の上、同日開催の理事会において利益相反に該当する理事を除き、承認手続きを行う改善を実施し、その後は、適切に運営されていることが確認できた。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は学校法人を代表し、責任と権限を有しており、学長は大学を統括し、学則により大学の運営を行っている。現在は理事長が学長を兼務している。

教学に関しては、関係各委員会、学科会議、教授会等を通じて、職員は業務報告書を通してボトムアップし、運営への反映が可能となるよう体制整備がなされている。

今回の再評価において、関連会社への貸付けについて改めて平成28(2016)年3月14日開催の評議員会に諮問の上、同日開催の理事会で承認手続きが実施されており、改善していることが確認できた。関連会社への貸付けに関する不適切な手続きなどについては、監事が意見表明を行っていなかった点についての評価を重く受止め、今後、法人の業務遂行について改善を要する点は指摘を行い、改善確認を行う監査を実施する旨の発言があったことの報告がなされた。また、文部科学省主催学校法人監事研修会への参加、業務監査項目の見直し等、監事監査の改善に向けた取組みを進めていることが確認できた。

